

確定申告(住民税申告)の時期が近づいてきました

確定申告(住民税申告)は正しくお早めに
平成22年分の所得税の確定申告期間は、平成23年
2月15日から平成23年3月15日までとなっています。
特に、大島税務署から所得税、消費税、贈与税の
申告書用紙が送られてきた方については、2月15日
から17日までの間にあしびの郷・ちな会場で確定申
告をさせていただきます。

申告にあたってのお願い

申告会場へお越しの際は、収支計算書(費目毎の計)
を作成し、収入金額の分かる売上明細書(出荷証明書)
を準備しご来場ください。作成されていない場合は、
申告会場で集計してから申告することになります。

年金受給者で申告が免除される方について

公的年金収入のみの方のうち平成23年1月1日現在、
65歳未満の方で130万円以下、65歳以上の方で153万
円以下の場合は、申告の必要がありません。

ただし、被扶養者がいる場合は、申告をしてくだ
さい。なお、個人年金・遺族年金・障害年金・老齢
福祉年金のみの方は、申告をされないと未申告の扱
いとなり、所得証明等の交付ができなくなりますので、
必ず申告してください。

申告漏れに注意!!

事業所得(農業所得・営業所得等)のある方は、
必ず申告をしてください。無申告や申告された内容
に漏れがあった場合、故意・不意にかかわらず、税
務調査の対象となり、無申告加算税や過少申告加算
税など追徴される場合があります。

平成23年度(22年分)住民税 申告受付日程

| 字 名 | 期 日 | 曜 日 | 時 間 | 申告受付会場 |
|-----------|-------|-----|-------------|-----------|
| 小 米 | 2月10日 | 木 | 13:30~16:30 | 小米防災センター |
| 知 名 | 2月21日 | 月 | 9:00~15:00 | 知名生活館 |
| 屋子母 | 2月22日 | 火 | 9:00~11:30 | 屋子母公民館 |
| 大津勤・徳時 | 2月22日 | 火 | 13:30~16:30 | 徳時公民館 |
| 住 吉 | 2月23日 | 水 | 9:00~15:00 | 住吉振興センター |
| 正 名 | 2月24日 | 木 | 9:00~15:00 | 正名生活館 |
| 田 皆 | 2月28日 | 月 | 9:00~15:00 | 田皆公民館 |
| 下城・上城 | 3月 1日 | 火 | 9:00~15:00 | 上城公民館 |
| 新 城 | 3月 2日 | 水 | 9:00~11:30 | 新城公民館 |
| 久志検・赤嶺・竿津 | 3月 3日 | 木 | 9:00~15:00 | 赤嶺公民館 |
| 余 多 | 3月 7日 | 月 | 9:00~11:30 | 余多公民館 |
| 下平川 | 3月 7日 | 月 | 13:30~16:30 | 下平川公民館 |
| 上平川 | 3月 8日 | 火 | 9:00~15:00 | 上平川公民館 |
| 屋 者 | 3月 9日 | 水 | 9:00~11:30 | 屋者公民館 |
| 黒 貫 | 3月 9日 | 水 | 13:30~16:30 | 黒貫公民館 |
| 芦清良 | 3月10日 | 木 | 9:00~15:00 | 芦清良公民館 |
| 瀬利覚 | 3月11日 | 金 | 9:00~15:00 | 瀬利覚消防センター |

上記日程は、会場の都合により変更になる場合があります。

平成23年度(平成22分)確定申告及び消費税申告受付日程

| 字 名 | 期 日 | 曜 日 | 時 間 |
|----------|-------|-----|------------|
| あしびの郷・ちな | 2月15日 | 火 | 9:00~16:00 |
| | 2月16日 | 水 | 9:00~16:00 |
| | 2月17日 | 木 | 9:00~16:00 |

【お問合せ先】役場税務課 電話(0997)93 3111(代)

平成22年度

沖永良部与論地区広域事務組合 消防士職員採用試験

を実施します。

1 採用予定職種・人員及び受験資格

採用予定職種：消防職

採用予定人員：1名

受験資格：昭和60年4月2日から平成5年4月
1日までに生まれた者

2 試験日・試験場

平成23年2月20日 午前9時~

知名町中央公民館及び沖永良部与論地区広域
事務組合

3 受付期間

平成23年1月7日 ~平成23年1月31日

4 その他

受験申込書の配布は、平成23年1月6日から
役場総務課に於いて行います。

受験手続その他詳細については、
役場総務課(2階)へお問い合わせください。

電話 0997 - 93 - 3111

必ずチェック 最低賃金! 使用者も労働者も

鹿児島県最低賃金が改定されました。

時間額 **642円**

発効日：平成22年10月28日

特定の産業には

特定(産業別)最低賃金が定められています。

最低賃金は、臨時、パート、アルバイトなど全
ての労働者に適用され、使用者は労働者に対し、
最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。

最低賃金には次の賃金は算入されません。

臨時に支払われる賃金(結婚手当など)

一月を越える期間ごとに支払われる賃金

(賞与など)

時間外・休日・深夜労働に対する割増賃金

精皆勤手当・通勤手当・家族手当

鹿児島労働局・労働基準監督署